

令和8年4月1日

徳島県インバウンド等対応タクシーサービス導入推進事業費補助金
申請要領

本補助金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月25日（金）（必着）まで

※申請状況によっては、受付を締切る又は再度募集する場合があります。

受付方法

原則「電子メール」または「郵送」

＜宛先＞

○電子メールの場合

メールアドレス：koutsuuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

○郵送の場合

〒770-8570（住所記載不要）

徳島県 生活環境部 交通政策課 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記入してください。

※簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

問合せ先

徳島県 生活環境部 交通政策課 電話 088-621-2686

1 趣旨

本補助金は、徳島県内のタクシー利用に係る利便性の向上及びデジタル化の推進により誰もが安心してタクシーを利用できる環境を整備するとともに、タクシー事業者等の経営改善を図るため、タクシー事業者等が行う移動等円滑化の推進に要する経費の一部について補助金を交付します。

2 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業を営む者及びこれらの者を構成員に含む団体（以下「タクシー事業者等」という。）であって、徳島県内に事業所等を有する者が行う移動等円滑化の推進に係る取組に要する経費に対し、補助金を交付します。

福祉タクシー、介護タクシー等は対象外となります。

3 補助対象となる期間

タクシー事業者等が、交付決定通知後から令和9年2月28日までに取り組むものが対象です。

4 補助対象経費等、補助率及び上限額

補助対象経費等	補助率	上限額
<補助対象経費> (1) ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る経費（車両本体、リフト又はスロープ等の移動等円滑化の推進に資する車載機器類の設置費・改造費等） (2) その他知事が移動等円滑化の推進に必要と認める経費 <補助対象の要件> ・標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けた車両であること。 ・徳島県内に使用の本拠を置く車両であること。 ・新車購入に限る。 ・令和9年2月28日までに新規登録された車両であること。 ・全国的に普及している配車アプリ又はキャッシュレス決済機器のいずれかを導入すること。	2分の1以内	1台当たり1,500千円
<補助対象経費> (1) 配車アプリ及び配車アプリと連携した運行管理システム等の導入に係る経費 (2) 上記(1)の導入に伴うデジタル化並びにシステム化のための技術研修及び調査等に要する経費（人件費を除く。） (3) キャッシュレス決済機器の導入に要する経費 (4) 多言語対応に要する経費 (5) その他知事が移動等円滑化の推進に必要と認める経費 <補助対象の要件> ・補助対象経費(1)については、全国的に普及している配車アプリであること。	2分の1以内	補助対象事業者ごとに1,000千円

※国庫補助金及びその他の補助等（以下「国等補助」という。）との併用が可能です（注）。併用する場合は、補助金交付申請書類及び実績報告書類においてその旨を明記してください。ただし、県補助と国等補助の総額が、補助対象経費を超えることはできません。

（注）国等補助側の要件によっては併用できない場合があります。

※国庫補助金（交通DX・GXによる経営改善支援事業、バリアフリー化設備等整備事業等）を併用する事業を優先的に補助します。

※配車アプリ等（キャッシュレス決済機器及び多言語対応を除く）の導入に係り必要となる月額使用料については、令和９年２月２８日までに支払ったものに限り補助対象とします。ただし、アプリ等事業者に支払う配車実績に応じた手数料に相当するものは対象外です。

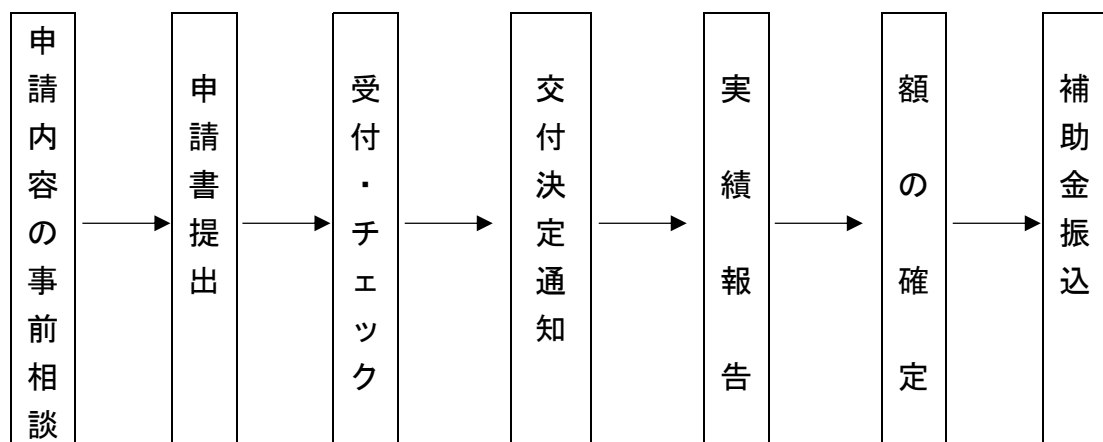
※交付対象経費は、「消費税及び地方消費税額」を除いた額とします。

補助金については、事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当し、確定申告の際に補助事業における仕入に課される「消費税及び地方消費税額」について、その控除税額の還付を受けることも可能となります。

この場合、実質的に二重交付となるため、この補助事業においては、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む補助事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を補助対象外経費として扱うこととします。

※交付決定通知以降に発注、購入、契約等を行い、令和９年２月２８日までに納車、納品及び支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費を対象とします。

5 補助金の申請から交付までの流れ



※補助事業の着手可能日は、交付決定通知の日以降です。

6 申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式第１号）
- ②事業計画書（様式第２－１号、様式第２－２号）
- ③収支予算書（様式第３号）
- ④誓約書（様式第４号）
- ⑤その他知事が必要と認める書類

補助対象	その他知事が必要と認める書類
ユニバーサル デザインタクシー	(1) 見積書の写し (2) 車両のカタログ等 (3) 配車アプリ又はキャッシュレス決済機器のいずれかを導入する予定であることが分かる書類 (4) 国等補助を受ける場合は、その額が分かる書類 (5) その他申請内容の確認において必要な書類
配車アプリ・キャッシュレス決済機器・多言語対応	(1) 見積書の写し (2) 国等補助を受ける場合は、その額が分かる書類 (3) その他申請内容の確認において必要な書類

7 補助金の交付決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金の交付決定を行います。

※補助金交付予定額は、取組完了後の最終的な補助金交付額を決定・保証するものではありません。

8 補助事業の遂行

事業対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはなりません。

申請内容を変更・中止する場合や補助事業者の情報を変更した場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により、承認を受けなければならない。

9 実績報告書の提出

対象経費は、タクシー事業者等が令和9年2月28日までに取り組んだ移動等円滑化推進事業に限ります。

交付事業完了後、30日以内、または令和9年3月10日のいずれか早い期日までに下記の書類を提出してください。

- ①実績報告書（様式第6号）
- ②事業実績報告書（様式第7-1号、様式第7-2号）
- ③収支決算書（様式第8号）
- ④その他知事が必要と認める書類

補助対象	その他知事が必要と認める書類
------	----------------

ユニバーサル デザインタクシー	(1) 支払い領収書類の写し (2) 自動車検査証の写し (3) 導入車両が確認できる写真（車両全体、ナンバープレート、車載機器類等） (4) 配車アプリ又はキャッシュレス決済機器のいずれかを導入したことが分かる書類 (5) 国等補助を受ける場合は、その額が分かる書類 (6) その他実績確認において必要な書類
配車アプリ・キャッシュレス決済機器・多言語対応	(1) 支払い領収書類の写し (2) 導入実績が確認できる写真 (3) 国等補助を受ける場合は、その額が分かる書類 (4) その他実績確認において必要な書類

※立入検査を行う場合がありますので、補助事業の証拠書類を整理保存してください。

10 補助金の支払い

実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認められた場合には、「額の確定」の通知を行い、通知の後、請求書の提出から2週間程度で申請いただいた口座に補助金を支払います。

11 交付決定の取消し

補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に10.95%の割合で計算した額（加算額）を支払うことになります。

また、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき補助金及び加算金の全部または一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して、10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うことになります。

12 財産の管理及び処分

- ・事業対象者等は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。

- ・ 補助金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて設備整備状況に関する検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- ・ 補助金にかかる支出書類を整備し、事業完了後、5年間保存しておいてください。
- ・ 取得価格の単価が50万円（税抜き）以上の財産を購入する場合等、「処分制限財産」に該当し、事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず徳島県知事へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。
- ・ 財産処分を承認した事業者に対し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付していただくことがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となりますので、事業実施にあたっては十分ご注意ください。

13 その他

- ・ 要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名等の情報を公開します。